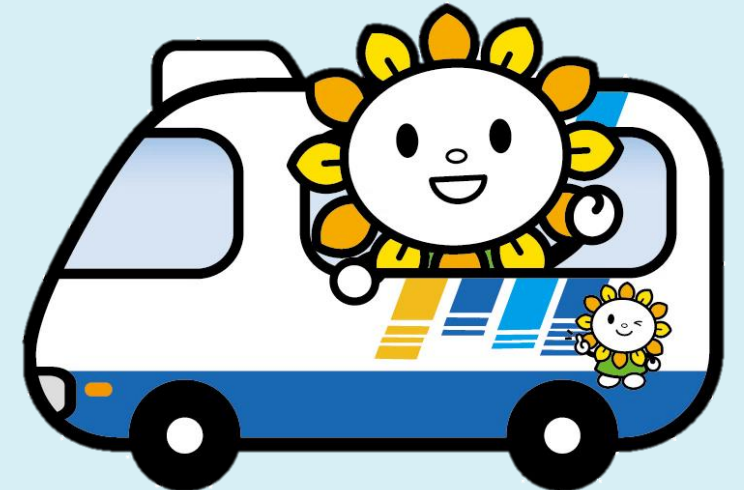


尾張旭市営バス 指定管理第3期における 指定管理者の指定について



指定管理制度とは

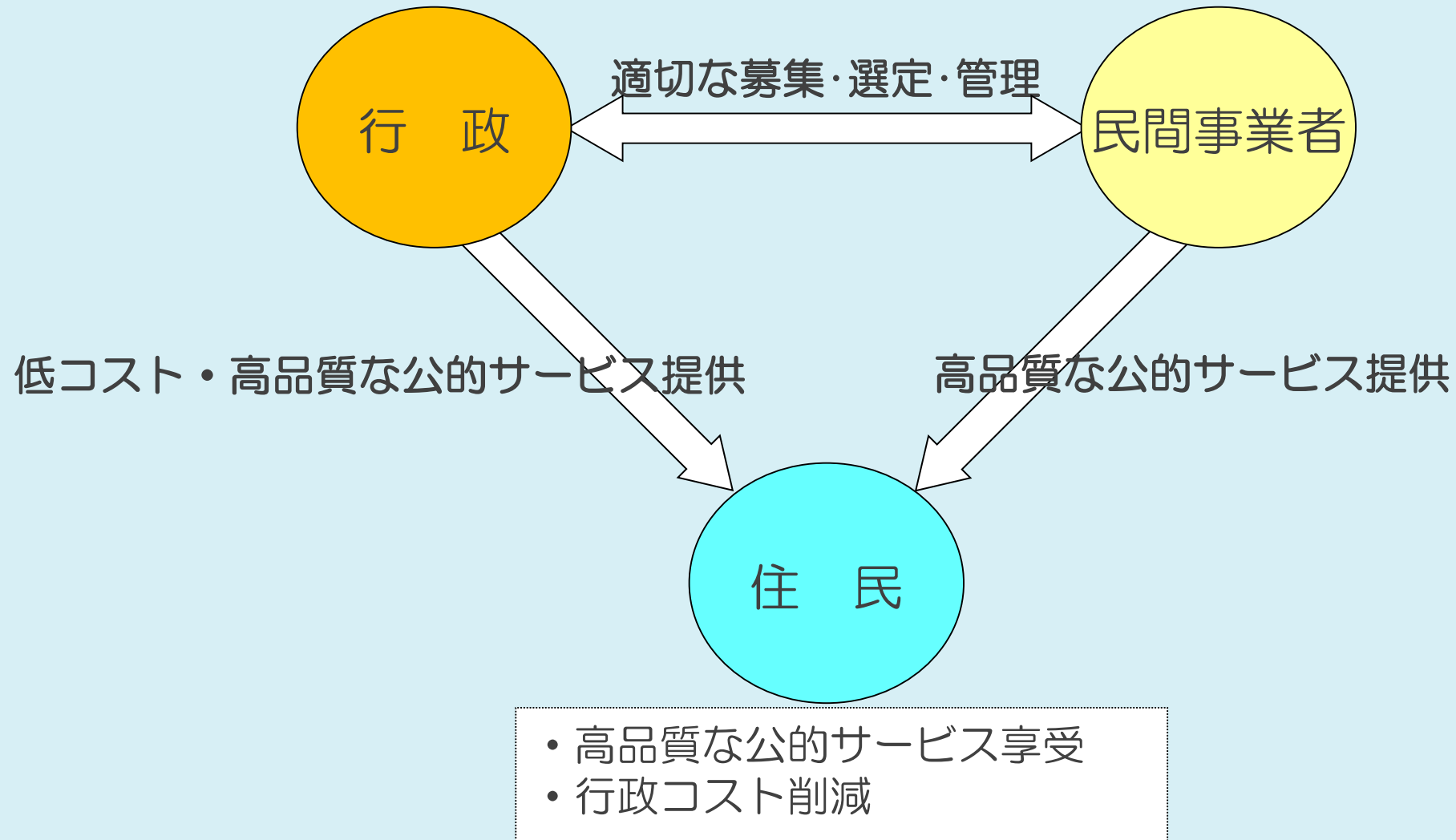
民間のノウハウを活用して、公の施設サービス向上、運営の効率化及び経費の削減等を図ることを目的として、民間事業者等も公の施設（例：文化会館、体育館等）を管理運営することができる制度。

尾張旭市営バス、スカイワードあさひを始め23施設で導入。

指定管理制度のねらい

- ・コスト削減
- ・サービス向上による満足度向上

- ・事業拡大
- ・経済波及効果



市営バス指定管理導入状況

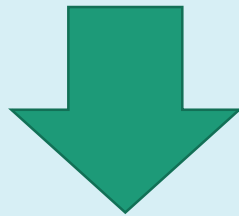
指定業者：豊栄交通株式会社（第1～2期）

第1期指定期間

平成20年4月1日～平成25年3月31日（5年間）

第2期指定期間

平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）



公募により第3期（平成30年4月1日～平成35年3月31日）指定管理者の選定を実施

指定管理者指定

○選定経緯

- 5月 募集開始（告示、広報、HP）、説明会の実施
- 6月 応募受付 ※応募は1団体のみ
- 7月 書類審査、プレゼンテーション、選定の実施
- 8月 仮協定締結
- 9月 市議会へ指定にかかる議案提出、議案の議決
- 10月 告示、本協定締結

○選定結果

豊栄交通株式会社を第3期指定管理者に指定